

財 産 目 録

令和 7年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	496, 504
普通預金	埼玉りそな銀行 東川口支店他	—	運転資金として	—	—	94, 434, 918
	小計					94, 931, 422
事業未収金		—	保育給付費等	—	—	51, 970, 145
未収補助金		—	さいたま市補助金等	—	—	30, 093, 300
立替金		—	職員立替金等	—	—	4, 893
前払費用		—	家賃等	—	—	2, 880, 000
1年以内回収予定長期前払費用		—	ウェルキッズ使用料	—	—	220, 000
流動資産合計						180, 099, 760
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	埼玉県さいたま市岩槻区 釣上新田1428	平成23年度	第2種社会福祉事業であるきらり 保育園に使用している	167, 020, 712	74, 129, 520	92, 891, 192
建物	埼玉県吉川市美南四丁目 2 6 番 3 2	平成26年度	第2種社会福祉事業であるきらり 美南保育園に使用している	125, 197, 297	66, 433, 880	58, 763, 417
建物	埼玉県さいたま市緑区美 園3-29-4	平成30年度	第2種社会福祉事業であるきらり つばさ保育園に使用している	220, 617, 910	72, 002, 707	148, 615, 203
	小計					300, 269, 812
基本財産合計						300, 269, 812
(2) その他の固定資産						
建物	埼玉県さいたま市緑区美 園 3 - 8 - 3	平成28年度	第2種社会福祉事業であるきらり 遊愛保育園に使用している	45, 675, 227	21, 906, 883	23, 768, 344
建物	埼玉県さいたま市岩槻区 美園東1-6-11	平成31年度	第2種社会福祉事業であるきらり 白妙保育園に使用している	58, 004, 525	17, 584, 870	40, 419, 655
建物	埼玉県さいたま市岩槻区 城南1-2-69	令和4年度	第2種社会福祉事業であるともだ ちの家スピカに使用している	284, 900	41, 357	243, 543
	小計					64, 431, 542
構築物		—	第2種社会福祉事業であるきらり 保育園等に使用している	56, 590, 637	42, 385, 655	14, 204, 982
器具及び備品		—	第2種社会福祉事業であるきらり 保育園等に使用している	41, 037, 073	34, 457, 735	6, 579, 338
人件費積立資産		—		—	—	1, 000, 000
保育所施設・設備整備積立資産		—		—	—	156, 840, 000
差入保証金		—	第2種社会福祉事業であるきらり 保育園等に使用している	—	—	8, 339, 700
長期前払費用		—	第2種社会福祉事業であるきらり 美南保育園等に使用している	—	—	421, 687
新卒保育士就職準備金貸付金		—	第2種社会福祉事業であるきらり 保育園等に使用している	—	—	400, 000
その他の固定資産合計						252, 217, 249
固定資産合計						552, 487, 061
資産合計						732, 586, 821

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	業者支払等	—		—	—	25,391,065
その他の未払金	業者支払等	—		—	—	993,300
1年以内返済予定設備資金借入金	(独)福祉医療機構	—		—	—	4,200,000
1年以内支払予定長期未払金	ホームページ作成費用	—		—	—	347,600
職員預り金	源泉所得税他	—		—	—	2,359,051
賞与引当金		—		—	—	24,820,776
流動負債合計						58,111,792
設備資金借入金	(独)福祉医療機構	—		—	—	29,808,000
新卒保育士就職準備金借入金	(福)埼玉県社会福祉協議会	—		—	—	1,350,000
固定負債合計						31,158,000
負債合計						89,269,792
差引純資産						643,317,029

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。

- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。